

建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料(令和3年4月1日現在)

単位(円)

建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請 法第41条(適合証添付の場合)		適合認定 申請
一戸建て住宅(人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る)		5,100
一戸建て住宅以外の建築物		
法第11条第1項に規定する住宅部分の申請の場合		
当該部分の床面積の合計が300㎡未満のもの		9,700
当該部分の床面積の合計が300㎡以上2,000㎡未満のもの		21,000
当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの		46,000
当該部分の床面積の合計が5,000㎡以上のもの		81,000
法第11条第1項に規定する非住宅部分の申請の場合		
当該部分の床面積の合計が300㎡未満のもの		9,700
当該部分の床面積の合計が300㎡以上1,000㎡未満のもの		16,700
当該部分の床面積の合計が1,000㎡以上2,000㎡未満のもの		27,100
当該部分の床面積の合計が2,000㎡以上5,000㎡未満のもの		80,400
当該部分の床面積の合計が5,000㎡以上10,000㎡未満のもの		128,000
当該部分の床面積の合計が10,000㎡以上25,000㎡未満のもの		161,000
当該部分の床面積の合計が25,000㎡以上のもの		201,000

※ 適合証の添付がない場合は、金額がかわります。

備考(概要)

一 省令第一条第一項第一号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合における建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請手数料の額は、標準入力法等による場合とみなして算出した額とする。

十四 共同住宅の一の建築物の申請の場合(性能基準又はフロア入力法による場合に限る。)の手数料の額は、住戸部分の額に共用部分の額を加算した額とする。ただし、共用部分が存在しない場合又は共用部分を除く場合は、当該共用部分の額は加算しない。

十五 共同住宅の一の建築物の申請の場合(仕様基準による場合に限る。)の手数料の額は、共用部分の額を加算しないものとする。

十六 住宅部分の額及び非住宅部分の額を合算した額とします。ただし、住宅部分又は非住宅部分が存在しない場合は、当該部分の額は合算しない。

※ 詳細は東京都北区手数料条例をご覧ください。